

「くるみん」認定マーク



医療法人社団健美会

いわいグリーン歯科・矯正歯科

- ◆本社所在地 坂東市辺田635-1 ◆業種 医療・福祉
- ◆労働者数 53人（男性 9人/女性 44人）

（令和6年9月12日現在）

■くるみん認定に係る取組状況

（1）行動計画の期間、目標及び取組について

- ①計画期間 令和3年10月1日から令和6年7月31日
- ②目標及び結果

【目標1】有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間6日以上とする。

年次有給休暇管理簿を用い、喪失前に各個人へ通知が行くようシステム管理することで、2023年度の有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数は7.81日（全社員の年次有給休暇の取得日数合計539.5日/全労働者数69人）を達成した。

【目標2】妊娠中の女性社員の母性健康管理措置についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

令和6年4月に社員へのアンケート調査を行い、認知度を確認した。また、同月に制度に関するパンフレットを作成し、配布の上、管理者を含む全従業員に対し研修を行い、妊娠中や不妊治療中の女性への配慮や処遇について周知した。

（2）認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

- ①計画期間内の育児休業取得率
 - i) 男性
（認定基準：男性労働者の育児休業等をした者の割合 10%以上）
100.0%
 - ii) 女性
（認定基準：女性労働者の育児休業等取得率 75%）
150.0%

②労働時間等働き方

- i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満
- ii) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者はいない

③育児のための法を上回る短時間勤務制度等

- i) 短時間勤務制度

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、申し出ることにより、就業規則第 31 条の所定労働時間について、午前 8 時 30 分から午後 6 時までの間で始業時間と終業時間を選択し、6 時間勤務とすることができる（1 歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる）。ただし、本人の申出により、1 日の所定労働時間について別途変更することができる。始業・終業の時刻については、クリニックと従業員との話し合いにより定める。

■認定を受けてのコメント

法人設立当初より、仕事と私生活の両立を大切に、働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。年次有給休暇の申請方法については簡潔明瞭にし、入社時点で資料の配布と共に説明しています。併せて、管理簿やシステムを用い、喪失前に取得できるように工夫することによって、今回の実績に結び付くことが出来ました。近年にはリフレッシュ休暇を導入し、特別休暇を増やす試みを始めました。

また、女性従業員の割合が高いため、妊娠中や職場復帰後への配慮として相談窓口を設け、周囲が出来る配慮事項等についてパンフレットを作成し周知や研修を行い、全従業員の理解を深めてまいりました。

今後も魅力ある職場づくりを進め、より長期的に多様な人材が活躍できる企業を目指してまいります。

